

令和6年度 第1回奈良県環境審議会 議事録

日時 令和7年1月28日(火)
10:00~11:50

場所 奈良県コンベンションセンター
103・104会議室

【出席委員】

(会長)惣田委員、

岸本委員、島田委員、清水委員、藤田委員、増田委員、水谷委員、
川口委員、伊藤委員、若林委員、信谷委員(代理:石場氏)、
長谷川委員(代理:玉置氏)、相本委員(代理:林氏)、森田委員、
井久保委員、小田委員、原田委員、藤井委員、吉田委員

【議 事】

奈良県脱炭素戦略の策定について
令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

【報 告】

次期奈良県環境総合計画の策定について

【議事録】

◎惣田会長

本日の最初の議事は「奈良県脱炭素戦略の策定について」です。

本案件につきましては、令和6年6月4日付けで、知事より当審議会に対し、諮問がございました。

この諮問内容は、『環境計画策定部会設置規程』第2に規定する部会の審議事項に該当することから、奈良県脱炭素戦略のための環境計画策定部会を設置し、調査審議していただきました。

部会長及び部会員については、奈良県環境審議会条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年8月1日付けで、『資料1 参考資料』の委員の皆様へ、私より指名を行ったところです。

今回は、部会にてご審議いただいた内容について、報告をしていただきます。

それでは、環境計画策定部会の増田部会長よりご報告をお願いします。

◎増田部会長

「奈良県脱炭素戦略の策定について」、令和6年6月4日付けで奈良県知事から諮問があり、9月17日および11月21日に部会を開催し、各委員から専門的知見に基づく意見をいただいて審議を行いましたので報告します。

それでは、事務局より説明していただきます。

□事務局

(資料に基づき説明)

◎増田委員

パブリックコメントの意見も含めて、環境計画策定部会で取りまとめた答申案は、今事務局から説明いただいたとおりです。

以上をもちまして、「奈良県脱炭素戦略の策定について」の報告を終わらせていただきます。

◎惣田会長

ただ今説明のありました本案件につきまして、委員の皆様、ご質問をお伺いしたく思います。

◎吉田委員

専門的な知見は何も持たない中で、県民として、一市民として、疑問に思うところがありますので、質問をさせていただきます。

生協では、奈良県に限らず、自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用を進めているところですが、再生可能エネルギーの出力抑制ということで、発電できるにも関わらず、発電を止めなければならない場面が増えてきていることに矛盾を感じて

おります。奈良県としてどのように考えておられるのかをお聞きしたいです。

また、行動変容に関して、生協では組合員に対して、食品ロスやCO₂の排出削減について暮らし方から考えてみようという発信は常にしております。

奈良県において、再生可能エネルギーを使った電力会社は数多く立ち上がりましたが、潰れていっているという現状もございます。関西電力と比べると少し電気代が高く、費用的に各家庭での負担が増えるため、行動に移すにはしんどい家庭がたくさんあると思いますが、「エコ活ポイント」はどのようなものであるか、導入するにあたっての補助とか、そういったきめ細やかな制度でしょうか。

□事務局

まず出力制御については、太陽光発電の導入が拡大するにつれて、回数が増加することが想定されます。出力制御について、関西圏では昨年で2回程度、九州では回数が多かったと聞いております。関西圏でもそうしたことが今後出てくると考えておりますので、戦略の「エネルギーをためる」において、蓄電池の導入や、今すぐということではないですが、水素で貯めていくといった施策を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、行動変容につきましては、補助金ではなくて、民間企業と協力して、行動変容を促すアプリの活用について考えています。スキームができ次第、皆様に周知させていただきたいと思っております。

◎惣田会長

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

◎岸本委員

今回、エネルギーを「つくる」、「ためる」、「かしこくつかう」という形で、分かりやすく方針を打ち出していただいております。

「つくる」の中でいろいろと施策の事例をご説明いただきましたが、その中で「(3)次世代エネルギーの活用」という形で、次世代太陽電池を記載いただいております。なぜ敢えて太陽電池を次世代型に限定、フォーカスした打ち出しをしておられるのか考えがありましたら教えていただきたいです。

□事務局

(1)再エネの活用というところで、これまでのシリコン型の太陽電池やバイオマス等を記載しております。今後将来を見据えたときに、当然次世代型の太陽電池、ペロブスカイト等の活用も考えていく必要があることから、敢えて別に書かせていただいております。

◎岸本委員

私は賛成の気持ちで発言しております。太陽光発電は、これまでたくさん導入されてきましたが、皆さんもご存じのように、森林開発をして太陽光パネルを設置した

ことにより、土砂災害が発生するといった問題もあり、本県の場合は特に山地が非常に多くありますから、そういったことも懸念されます。

当然住民の生活にも影響が出てくるということで、例えばペロブスカイトを活用して、建物の壁面を使うことで、自然を壊して作るのではなくて、既存の建物や既存設備の遊休スペースをうまく活用する形で、再生可能エネルギーを活用いただけるとよいと思っております。

評価指標においても、住宅での太陽光発電設備の導入量という形になっており、大規模開発を促進するものではないと分かりますので、私はこれでいいと考えておりますが、より明確に打ち出してもよいと思いました。

◎増田委員

環境策定部会でも同じ意見がありました。私も同意見なので、できるだけ森林を壊さない方向で、部会の方でも議論いたしました。

◎惣田会長

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

◎伊藤委員

脱炭素、それから再生可能エネルギーを活用していくことは、これからの時代の流れだと思えます。

高い理想、それから目標を掲げることは非常に大事だと思えますが、やはりこれを実現していくには大きな財政措置が必要になってくると思えます。奈良県ではどのように進めていくのか、教えていただきたいです。

□事務局

おっしゃるとおり、財政措置が必要になってくるかと思えます。現在、国の交付金や補助金を活用しておりますが、今後県としてこういった施策を打てるかを考えていきたいと思っております。

◎伊藤委員

国からの補助金は、確かにありがたいので、頼りにしたいところですが、やはり自主的な財源の中でどれだけのことができるかが基本だと思えますので、そのあたりのバランス、それから県民への負担、これが大きくならないような、そんな進め方を考えていただきたいと思えます。

◎惣田会長

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

◎島田委員

2点ございます。

まず質問として、先ほど岸本委員がおっしゃったことに関連しますが、再生可能エネルギーの活用といったエネルギーを「つくる」ところで先ほどいろいろ部会でも意見があったとお聞きしました。そのエネルギーを使うとなったときに、森林を破壊することになる、自然に影響するという、いわゆる環境のいろんな柱の中で、関連して考えないといけないことがあります。この戦略の位置付けで、奈良県環境総合計画の施策の柱の1つが脱炭素社会の構築であること、令和7年に計画が改定されるのに先行して、しかもこの計画は独立して、位置するものであるとご説明がございましたが、戦略の内容が、今度環境総合計画を改定して議論するにあたって、やはりその柱の1つとして、独立してるとはいえ関連、参照して、議論をしていかれる予定なのかが気になりました。ぜひ、参考にしながら環境総合計画を進めていくようにしていただかないと、先ほどの意見があったように、脱炭素の戦略の方の視点ばかりで、進めていくと、他のところに、逆にマイナスの影響が起こりますので、相互に関連していることを確認する上位の計画が環境総合計画であると思いますので、ぜひ関連させていただきたいです。

2点目は、「Ⅲエネルギーを「かしこくつかう」」において「省エネスタイルの推進」と記載がありますが、「Ⅳ普及啓発」のところと関連すると思っております。「省エネスタイルの推進」は誰に向けての啓発活動なのか、家庭業務部門と記載がありますので、個人に向けての普及啓発であると思いますが、「Ⅳ普及啓発」の行動変容の促進にはそれが関連付けて書かれておりません。「Ⅳ普及啓発」と「Ⅲエネルギーを「かしこくつかう」」は繋がっていると思いますが、戦略は県民が脱炭素の取組の推進に役立てていただくものであり、何か別活動みたいに見えなくもないので、繋がっていることを説明していただく方がよいのかなと気になりました。ちなみに、戦略ビジョンに「市町村、事業者、県民の主体的参画の促進」と記載がありますが、「Ⅳ普及啓発」において市町村、事業者、県民の役割、どのように協力しあって、行動変容やいろいろなキャンペーンをやっていくかっていうのも見せられたら、もっと分かりやすいのではないかと思います。

□事務局

委員のおっしゃるとおりでございまして、確かに太陽光発電をするために森林伐採をすると、全体をみたときに環境としてはどうなのか考える必要があります。

CO₂を地中に「ためる」技術(CCUS)は、まだ発展途上の技術であり、実用化には至っていないため、森林はCO₂を「ためる」唯一のものとなります。

脱炭素を指向するためには、森林を確実に保全して手入れをしていかないと、この脱炭素社会の実現にも足かせになってくると思います。

当然、相互に関連する話でございまして、環境総合計画は、脱炭素の柱以外にも、廃棄物処理計画といった循環型社会の構築、それから生物多様性の保全、それから生活環境の保全といった多種多様なことを柱に掲げております。

脱炭素戦略が独立してということではなく、時点修正をしないといけない部分も出てくると思いますので、策定する脱炭素戦略をにらみつつ、環境総合計画の策定の中でご議論いただくことになろうかと思っております。

それから2点目の普及啓発の部分については、「Ⅰ(エネルギーを「つくる」)」「Ⅱ(エネルギーを「ためる」)」「Ⅲ(エネルギーを「かしこくつかう」)」、別立てで「Ⅳ(普及啓発)」と記載しております。独立しているように見えるかもしれませんが、考え方としては、普及啓発はこの「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」すべてにかかってくるものと思っております。

エネルギーを「つくる」「ためる」「かしこくつかう」の全体を、普及啓発するという形で、3つ全てを含めるというイメージで整理をしており、「Ⅳ」は、「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」の「つくる」「ためる」「かしこくつかう」と別次元のレイヤーと考えております。

◎島田委員

普及啓発はすべてに関わりますが、「Ⅳ普及啓発」だけを見ると、行動変容としてフロン対策、循環型社会に集中してるように見えます。今おっしゃったような視点で考えておられるのであれば、それ以外のエネルギーに関するところも、関連して普及啓発に取り組むということ、誰に向けての普及啓発なのか、その辺りもう少し詳しく書き込んでいただいた方が分かりやすいのではないかなと思いますので、ご一考ください。

◎惣田会長

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

◎水谷委員

戦略のまとめ、お疲れ様でございました。私も今、出てきた意見と関連しますが、これから策定しようとしている環境総合計画との関係についてご質問させていただきたいと思います。

来年度環境総合計画を作って、本来的にはそこで枠組みを決めて、その実施計画がこの脱炭素戦略になり、それが順当な位置付け、上位計画、下位計画っていう位置付けになると思いつつ、先に戦略ができて、次の環境総合計画の中で、これをなぞってそのまま入れればいいのか、何のための総合計画なのかというところは、その位置付けが難しいなと感じております。

脱炭素戦略を拝見すると、行政も含めて、皆さんの総合的な目標みたいな形で立てられていると思います。本来であれば、全体の目標があり、その中でここまでやりますというような、県の行動計画であるべきだと思いますが、その部分が少し見えにくいというのはやや残念です。

今回は全体としての目標を決めたということであればそれはいいと思いますけれども、環境総合計画の下位に置かれた脱炭素戦略をこれから進めていくのであれば、不断に見直しをして、主軸のプロジェクトが出てきましたら、それを1つずつ入れながら、この戦略の裏付けになる中身を少しずつ肉付けしていかないと、誰がやるというところが、ちょっと見えないのかなと思います。

目標を決めること自体は問題ではないんですけども、これからどう動かしていくのかというところが、若干ないのが少し不十分に見えてしまう部分があります。

これから環境総合計画を作って、その下にこの戦略を位置づけるということであ

れば、環境総合計画の中でもう一度目標なりを再設定したうえで、この脱炭素戦略を目標に基づく実施計画的な色彩も入れたものとして、今後、少しずつ改定していき、目標年次までに、この戦略の目標が達成できるような、そんな具体的なものにしていくと、見ている方も少しずつ進んでいく、裏付けのある計画から戦略であることが分かっていくと思いますので、これからの使い方を少しご検討いただければなと思います。

□事務局

委員のおっしゃるとおり、まだ実施計画レベルまでは書き込まれてない部分がございます。特に、リーディングプロジェクトはチャレンジングなテーマを設定しており、今後検討を進めてまいります。一方、それ以外の各分野別の計画が実施計画レベルのものと思っております。

各分野の計画については、部局横断的に進めており、環境と森林部局だけで担えるものではございません。例えば、食品ロスであれば、食農部で食品ロスの実行計画が作られていくものでございます。

本来、環境総合計画は、各分野の計画を束ねる役割と時点修正でやっていく役割があると思っております。しかし、実際には、廃棄物処理計画などは先行して策定しており、計画期間が異なる各分野の計画をそれぞれ策定しているところがございます。

これまでも各計画の計画期限を合わせることにチャレンジしましたが、合わせることは難しく、環境総合計画においては、廃棄物処理計画など各計画を取り込み、各柱としてまとめてきた経緯がございます。

環境総合計画は各計画を束ねる形で、計画を相互に確認・調整を行い、まとめるしかないのが実態でございます。

◎惣田会長

これは、もともと理念を定めたものであって、従来の廃棄物処理計画などの計画と連動して、具体的なアクションしていくということ、スタートということ、いいですかね。

◎水谷委員

当然、他の計画と連動するものがあると思います。この計画、この戦略の中でこれをやっていくものは必ずあると思いますが、そうでなければ計画、戦略を作る意味はないです。何に重点を置いてやっていくのかをもう少し明確になっていった方がいいのかなと思います。

◎惣田会長

これまでなかったものが独立して、脱炭素戦略として新しくできたということで、ここからスタートして、具体化していくんだと思います。

◎惣田会長

他にご質問いかがでしょうか。皆様、ご意見どうもありがとうございました。

本案件に係る当審議会から知事宛への答申(案)についてですが、WEBでご出席の方は、画面をご覧ください。

会場でご出席の方には、ただいまより配付いたします。

事務局より答申(案)配付

それでは、大きな修正・意見はなかったということで、本案件につきましてはご報告いただいた資料1の別添として、答申案のとおり、答申することとしてよろしいかと思っておりますが、皆さんご賛同いただけますでしょうか。

異論なく賛同いただけたということで、事務局でお進め願いたいと思っております。

◎惣田会長

それでは、次の議事に移らせていただきます。

2つめの議題は「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」です。

本案件につきましては、令和6年12月12日付けで、知事より当審議会に対し、諮問がございました。その後、奈良県環境審議会条例第7条に基づき、当審議会より水質部会に付議を行い、水質部会にてご審議いただきました。今回は、その報告をしていただきます。

それでは、水質部会の岸本部会長よりご報告をお願いします。

◎岸本部会長

「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」、令和6年12月12日付けで奈良県知事から諮問があり、令和6年12月25日に水質部会を開催し、各委員から専門的知見に基づく意見をいただいて審議を行いましたので、報告します。それでは、事務局より説明していただきます。

□事務局

(資料に基づき説明)

◎岸本部会長

水質部会で取りまとめた答申案の概要は、事務局から説明いただいたとおりです。

以上をもちまして、「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」の報告を終わります。

◎惣田会長

ただいま説明のありました本案件につきましては、委員の皆様のご意見、ご質問をお伺いしたく思います。

では、私の方から。最近話題になっているPFOS及びPFOAの奈良県の変動はどのような状況ですか。

◎岸本部長

基準を超える値が出ていたかと思いますが、事務局の方から報告お願いいたします。

□事務局

奈良県内のPFOS及びPFOAの状況でございますけども、公共用水域の河川につきまして、令和5年度ですと、桜井市と生駒市の2地点で暫定指針値50ng/Lを超過しておりました。

令和6年度については、速報値となりますが同じ2箇所で、数値の上下変化はありますが、暫定指針値の超過がありました。

この2地点について、飲用の用途がないことを確認しており、人体に入るおそれはないという状況です。

◎惣田部長

水道水源になっているところでは超過していないということですね。

□事務局

水道水源になっているところでは出ていません。

また、水道事業者さんのPFOS及びPFOAの調査につきましても、奈良県内では暫定の値を超えたところはないという状況でございます。

◎惣田部長

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

◎島田委員

資料2-3の4ページで基準が超過した井戸の一覧表がありますが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を超えた井戸というのは、原因は判明しているのでしょうか。

農業関係が原因であると思われるのですが。前年度よりは少し増えており、常に超過しているように見えますが、周りの状況的に仕方がないものなのか、改善できるものなのかを教えてください。

□事務局

ご質問いただいた件ですけれども、窒素は、土壌には本来含まれておりませんので、自然の状態では、窒素起源は微生物によるものと考えております。

環境水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の起源というのは、多くは肥料とか人や動物の排泄物と考えております。

◎島田委員

ここの井戸で硝酸性窒素や亜硝酸性窒素が出るというのは、肥料をたくさん使用している等の何か原因があるかと思うのですが、この井戸の設置場所の周辺環境及び今後基準値の超過にならないよう、改善する見込みはあるのかということをお教えいただきたい。

□事務局

特にこの超過井戸につきましては、畑が原因であると考えています。

◎島田委員

今後も多分出るということですか。

□事務局

継続的に監視しておりまして、この井戸は継続して超過しているというのが現状でございます。

◎島田委員

分かりました。では、鉛も超過原因が大体分かっているということですか。

□事務局

鉛は少し難しく、原因不明と考えております。

◎島田委員

飲用をしないよう指導と書いてありますが、そもそも超過する原因が取り除かれたり、改善できたりすれば良いのにと問い質しました。

状況分かりました。ありがとうございました。

◎惣田部会長

他にご質問ご意見いかがでしょうか。

それでは、本案件に係る当審議会から知事宛への答申(案)についてですが、WEBでご出席の方は、画面をご覧ください。会場でご出席の方には、ただいまより配付いたします。

事務局より答申(案)配付

◎惣田会長

それでは、本案件については、ただいまご報告いただいた資料2を別添として、答申(案)のとおり答申することとしてよろしいでしょうか。

異論なく賛同いただけたということで、事務局でお進め願いたいと思います。

次は報告事項になります。次期奈良県環境総合計画の策定についてです。

本案件につきましては令和6年12月1日付で知事より当審議会に対して諮問がありました。それでは事務局より報告をお願いします。

□事務局

(資料に基づき説明)

◎惣田会長

それでは本案件につきましては、今後環境計画策定部会にて審議を行った上、来年度開催の当審議会の議事とさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は終了いたしましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

□事務局

惣田会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。